

2015年（平成27年）9月16日

文部科学省

文部科学大臣 下村 博文 様
文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課
課長 和田 勝行 様
『学校事故対応に関する調査・研究』有識者会議
座長 渡邊 正樹 様
有識者会議委員 各位

「全国学校事故・事件を語る会」
事務局 兵庫県たつの市揖西北沢122番地
代表世話人 内海 千春
代表世話人 宮脇 勝哉

学校事故・事件の事後対応のあり方について（要望）

現在、文部科学省において行われている『学校事故対応に関する調査・研究』有識者会議に対して、私たちは学校事故・事件の被害者・遺族の立場から以下のことを要望します。

なお、下記のことを要望するに至る経過・理由、具体的な内容等については、別紙の資料を参考にして下さい。

1. 有識者会議が検討課題としている「適切な事後対応」について、基本的な指針を明示すること。その指針は、事実解明を基盤に据え、再発防止に向けた取り組みの姿勢と具体的方策を明示した指針であると同時に、現場対応（被害者・遺族の支援と権利保障、関係児童生徒に対する支援と教育的措置、関係教職員に対する支援、社会的信頼の確保等の現場で発生する課題への対応）の姿勢と具体的方策を明示した、学校教育に対する社会的信頼の回復を図るための総合的な事後対応の指針となるものであること。
2. 再発防止や事故・事件対応を適切に行うための環境整備について提言を行うこと。
3. 対象事案として「自殺事案」も含めること。
4. 大阪教育大学の調査からは見えてこない事後対応の真の実態を明らかにするため、被害者・遺族側から見た事後対応の状況を再調査すること。

以上

<本件問い合わせ先>

内海千春 (FAX 0791-66-1108 e-mail HQC00120@nifty.com)

宮脇勝哉 (FAX 0797-57-9640 e-mail miyawaki-katuya@mtc.biglobe.ne.jp)

別紙

1. 有識者会議が検討課題としている「適切な事後対応」について、基本的な指針を明示すること。その指針は、事実解明を基盤に据え、再発防止に向けた取り組みの姿勢と具体的方策を明示した指針であると同時に、現場対応（被害者・遺族の支援と権利保障、関係児童生徒に対する支援と教育的措置、関係教職員に対する支援、社会的信頼の確保等の現場で発生する課題への対応）の姿勢と具体的方策を明示した、学校教育に対する社会的信頼の回復を図るための総合的な事後対応の指針となるものであること。
2. 再発防止や事故・事件対応を適切に行うための環境整備について提言を行うこと。

について

○「事後対応」の現状

- ① 「全国学校事故・事件を語る会」は2003年に学校事故・事件でわが子を喪った遺族や被害者が集まって作られたピアサポートグループで、神戸を拠点に活動している。「全国学校事故・事件を語る会」の前身は、1994年に兵庫県西播磨地方で学校事故等によって子どもを喪った4家族が集まってできた「兵庫学校事故・事件遺族の会」で、その実質的な活動は21年目を迎える。
- ② 学校事故・事件被害者・遺族の中で常に問題にされてきたことは、学校事故・事件が発生すると、学校は事実を明らかにしないまま、事態の沈静化にのみ終始することである。
- ③ これまでも、様々な学校事故・事件が発生する度に、再発防止のための事実解明の重要さは度々指摘されてきた。具体的で実効性のある再発防止策を作るためには、徹底した事実解明とその事実から事故に至る過程及び原因の解明が必要であることは言うまでもない。
- ④ しかし、多くの事件で、学校関係者による事実解明は十分とは言えず（場合によっては意識的に事実が隠蔽されることさえあった）、それによって被害者や遺族は深刻な社会不信や人間不信に陥り、事件後健全な社会生活を送ることが困難な状況に追い込まれてきた。また、事実解明が不十分なまま作られた再発防止策は、効果を上げることができず、今も不幸な事故・事件が繰り返されている。
- ⑤ 学校事故・事件の発生及び学校・教育委員会による事後対応によって打ちのめされ

た被害者や遺族たちは、互いに支え合いながら、事故・事件の防止のみならず学校の事後対応の問題について少しずつ声を上げ始めた。その声が、報道を通じて徐々に人々に知られるようになってきた。

- ⑥ 2011年に発生した滋賀県大津市のいじめ自殺事件では、事件に真摯に向き合おうとしなかった学校・教育委員会の姿勢は、国民の教育に対する信頼、子どもの大人への信頼を大きく傷つけた。同市は第三者委員会を設置し、事件の内容及び事後対応について調査し、報告書では、学校の自殺予防に向けての取り組みの不備だけでなく、学校・教育委員会の事後対応の問題点について指摘して改善を求めた。
- ⑦ 大津いじめ自殺事件での第三者委員会の報告以降、自殺事件に対して各地で第三者委員会が設置されるようになった。(2011年に文科省が出した「自殺事案における背景調査の指針」(通知)や、2013年に出された。「いじめ防止対策推進法」も第三者委員会の設置に拍車をかけた)その結果、事件だけでなく、事件に対する学校・教育委員会の事後対応の在り方にも関心が向けられるようになってきた。
- ⑧ その影響で、自殺事件以外の学校事故・事件においても、その事実解明のために第三者委員会が設置されるなど、事件に対する学校・教育委員会の事後対応の在り方にも関心が向けられるようになってきた。
- ⑨ 近年、大川小学校の津波災害、京都市立小のプール事故、調布市の食物アレルギー事故等の報道で「事後対応」の在り方が問題となっているのも、その一例である。

○学校関係者による事実解明が困難なわけ

《1. 学校関係者は責任を問われる立場にあること》

- ① 事故が発生すると、多くの場合、学校関係者は責任(直接の行為者、安全配慮義務違反、監督責任等)を問われる立場に置かれる。
- ② そのため、学校・教育委員会は、事実を明らかにし、事故に至る過程を検証することは、同時に自らの責任を明らかにすることになる。学校関係者の責任が明らかになれば、住民の学校教育への信頼が揺らぐことになり、社会的な信頼を確保するために関係者の処分を行わねばならないことになると考える。

《2. 賠償責任を果たす財源や権限がないこと》

- ① 学校の責任が明らかになると、賠償責任が生じる。日本スポーツ振興センターの災害給付制度はあるものの、それだけでは十分といえない。また、公立学校の場合、学校関係者は賠償に応じるための独自の財源や権限を持っていない。

《3. 事故・事件対応、事後対応の指針がなく、対応の能力・経験もないこと》

- ① これまで、事故・事件対応は設置者の責任とされ、国も適切な事後対応の指針を示

すことなく、また、事後対応で生じる様々な問題を改善するための施策を実施してこなかった。その結果、事故・事件が発生すると、学校関係者は国レベルの指針やサポート体制がないまま、学校内部もしくは教育委員会の指導の下で現場対応に追われてきた。

- ② 学校関係者（校長、教頭、教員等の学校職員と、学校教育に係わる教育委員会職員）の本務は、教育活動やそれをサポートすることであり、重大な学校事故・事件が発生した時の緊急自体に対応する教育も訓練も受けていない。従って、学校関係者が、重大な学校事故が発生した後に、状況に応じて柔軟且つ冷静に対応することは、まず不可能と言わなければならない。
- ③ また、指針のない状況で、学校関係者が判断し、行動すると、場当たりの対応となりむしろ混乱を引き起こすことになりかねず、何よりも、ほとんどの学校関係者は重大な学校事故・事件に直接対応した経験がないために、実際の現場で、相反する利害や価値観のなかで適切に判断して行動したり、被害者・遺族、加害者、学校関係者、設置者等、関係者間の調整を適切に行ったりすることができない。この結果当事者が傷つくことになる。
- ④ 以上述べたとおり、学校関係者は事故・事件が発生すると責任を問われる立場になることに加え、事後対応の指針やサポート体制、事実が明らかになることによって生じる様々な課題に責任を持って対処する権限、能力、経験がないことが、「事後対応の現状」で述べたような問題を生んでいる原因である。
- ⑤ 学校事故・事件の被害者・遺族からすれば、学校事故・事件の事実解明を行い、その事実に基づいて誠実に対応することを学校関係者に求めることは、当然のことであるが、以上からすれば、学校関係者からの視点から見れば、「できないこと」を「やれ」と言われているに等しいということを理解すべきである。
- ⑥ 以上のような現状の故に、学校事故・事件が発生すると、適正で効果的な対応ができないまま、責任回避的動機から、事実を明らかにしないまま、事態の沈静化に終始するというこれまでの現実は一時的な結果であると言わざるを得ない。

○第三者委員会（事故調査委員会）の危機

- ① 近年、多くの学校事故・事件で事実解明のための第三者委員会が設置されるようになってきた。
- ② 上記で述べたような理由で、学校関係者による学校事故・事件の事実解明が困難なため、学校関係者に代わり外部の有識者等によって、事実解明を行おうとするものである。
- ③ しかし、多くの場合、設置される第三者委員会は、その目的が「再発防止」となっ

ており、いわゆる「事故調査委員会」として設置されている。

- ④ 「事故調査委員会」は「再発防止」に目的を特化した委員会で、現場対応（被害者・遺族の支援や権利保障、在校生への支援、教職員への支援、社会的信頼の確保など）の視点や能力・権限を備えていない。
- ⑤ その為、事故・事件発生後、一旦その事故・事件の解明作業を「第三者委員会」に委ねてしまうと、被害者・遺族、在校生、教職員、保護者等の様々な要求に十分な対応することができず、現場で様々な問題が発生してしまう。
- ⑥ その結果、「再発防止」に向けた事実解明さえ十分に行うことができなくなり、その本来の目的（「再発防止に向けた提言を行う」）が達成できない事態が生じている。
- ⑦ このような状況が発生するのは、これまでに述べたように現場対応（被害者・遺族の支援や権利保障、在校生への支援、教職員への支援、社会的信頼の確保など）の指針やそれを実現する環境整備が行われていないことが原因である。
- ⑧ また、現場対応（被害者・遺族の支援や権利保障、在校生への支援、教職員への支援、社会的信頼の確保など）の指針やそれを実現する環境整備が行われていない結果、現場において、「第三者委員会」の報告に基づいた対応が行われず、所謂「報告の出しっぱなし」状態が発生し、現場の課題が何ら解決できないままの状態となっている。
- ⑨ このような事態を改善するためには、事後対応の指針として、再発防止に向けた取り組みの姿勢と具体的方策を明示した指針だけではなく、現場対応（被害者・遺族の支援と権利保障、関係児童生徒に対する支援と教育的措置、関係教職員に対する支援、社会的信頼の確保等の現場で発生する課題への対応）の姿勢と具体的方策を明示した、総合的な事後対応の指針を作り、その指針を実現するための環境整備を行うことが必要である。

○被害者・遺族が求めてきたもの

- ① これまで文科省の通知等で示されてきた事実解明の目的は、主に再発防止の視点でしか述べられておらず（今回の有識者会議においても、事実解明の目的を再発防止のためとしている）、現場対応（被害者・遺族の支援と権利保障、関係児童生徒に対する支援と教育的措置、関係教職員に対する支援、社会的信頼の確保等の現場で発生する課題への対応）の姿勢と具体的方策を明示した、学校教育に対する社会的信頼の回復を図るための総合的な事後対応の視点は重視されてこなかった。
- ② 前述のとおり、学校事故・事件が発生すると、学校関係者は事実を明らかにすることなく、事態の沈静化に終始してきた。その結果、学校事故・事件の被害者・遺族たちは、孤立し、強い社会不信や人間不信に苦しめられた。その状況下で被害者遺族たちは、事実の解明を求め続けてきた。子どもに起こったこと（死亡や重篤な後遺症等）

と向き合うためには、事実が明らかになることが必要だったからである。要するに、事実解明は、再発防止に資するとともに、被害者遺族の支援或いは救済にとって大きな役割を果たすことを是非認識してほしい。

付言すれば、第三者委員会の役割についても、こうした観点から再考されるべきであるとする。

- ③ 「全国学校事故・事件を語る会」も、学校事故・事件の事実解明が可能になるシステム作りの必要性、被害者遺族の知る権利の保障や支援の必要性を求め続けてきた。(平成18(2006)年12月12日付請願書、2010年6月18日付要望書、2011年2月22日付要望書、2013年8月30日付要望書)
- ④ これまで述べたように、学校事故・事件の事実解明を阻んできたのは、事実解明を可能にする現場対応の指針や、それを実現する環境の整備がなかったためである。「全国学校事故・事件を語る会」はこのことについて、「学校事故・事件の事実解明が可能になるシステム作りの必要性」という表現で指摘し続けてきた。

○子どもの自殺の背景調査に見られる、調査（事実解明）の目的

- ① 文部科学省は、平成23(2011)年6月1日に「自殺事案における背景調査の指針」（通知）を出した。（「全国学校事故・事件を語る会」は背景調査を検討する有識者会議のヒアリングに参加した。また、背景調査の指針の検討を行う有識者会議に対して要望書の提出（2011年2月22日付要望書）を行った。）
- ② 平成23(2011)年6月1日付「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）」では、背景調査の「基本的考え方」として以下のように述べている。
 - (1) 背景調査は、「その後の自殺防止に資する指針から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案（以下「自殺等事案」という。）が起きたときに、学校又は教育委員会が主体的に行う必要があること。」その際、当該死亡した児童生徒（以下「当該児童生徒」という。）が自殺に至るまでに起きた事実について調査するのみならず、できる限り、それらの事実の影響についての分析評価を行い、自殺防止のための課題について検討することが重要であること。
 - (2) 【省略】
 - (3) 学校、教育委員会又は学校若しくは教育委員会が設置する2(4)の調査委員会（以下「調査の実施主体」という。）は、背景調査に当たり、「遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と

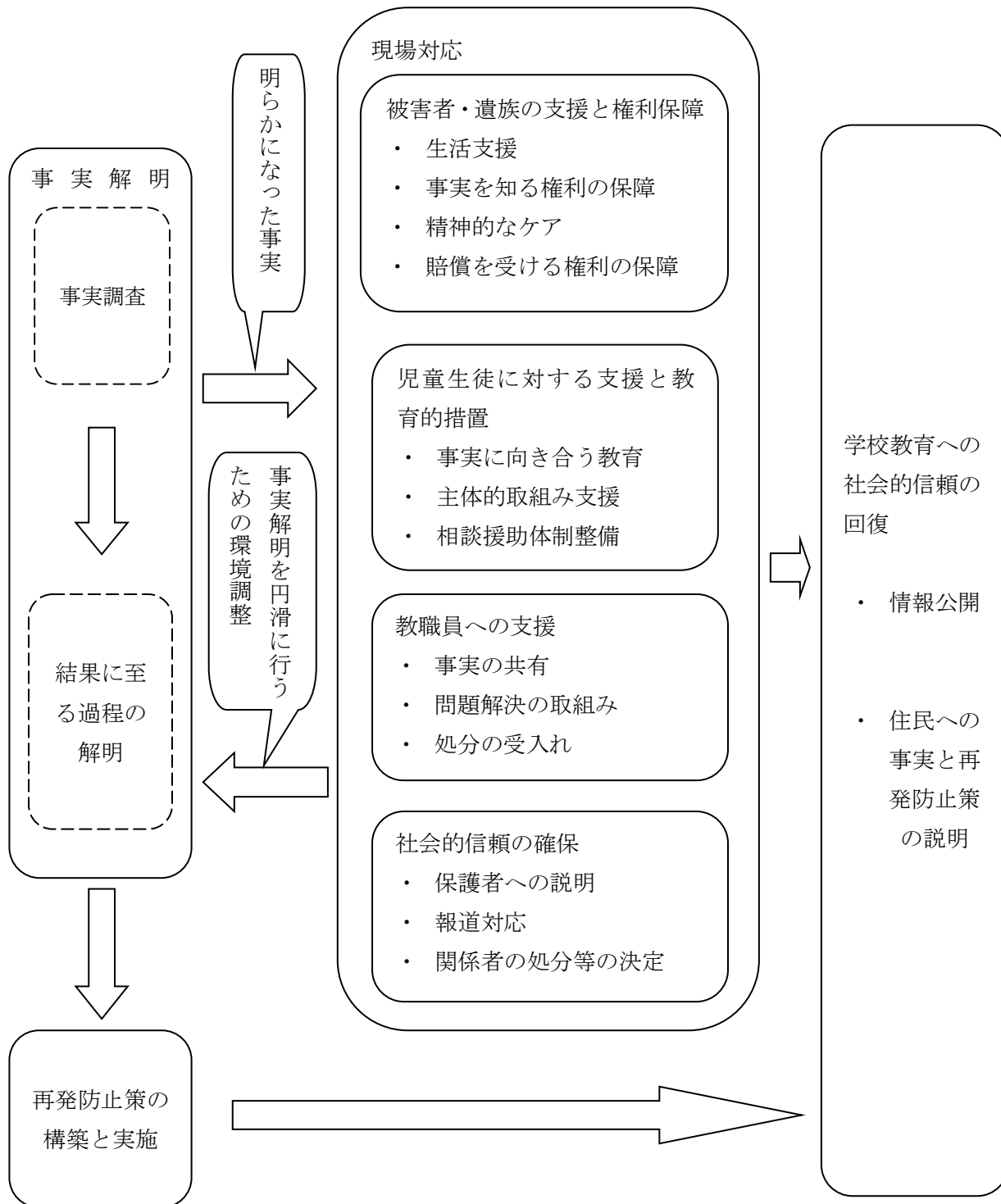
説明を行う必要があること。また、^ウ在校生及びその保護者に対しても、調査の実施主体ができる限りの配慮と説明を行うことが重要であること。

- ③ この通知では、背景調査の目的はあくまで自殺（再発）防止であり（上記下線部ア）、被害者・遺族および在校生とその保護者は背景調査の聴取対象として位置づけられ、聴取のさいに配慮すべき事項が述べられているにすぎない（上記下線部イ、ウ）。
- ④ ところが、平成23年からの背景調査の結果を基に、平成26年度に見直された「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改定版）」では背景調査の目的を次のように述べている。
- 「目的」は事案によって異なる可能性もあるが、一般的には次の3つである
 - ① 今後の自殺防止に活かすため
 - ② 遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ③ 子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- ⑤ これによって、「子供の自殺が起きた時の背景調査」の目的として、再発防止（上記①）、被害者・遺族の知る権利の保障（上記②）、子どもや保護者の知る権利の保障（上記③）が対等の関係で挙げられ、十分とはいえないまでも、再発防止の観点と同じように被害者・遺族の支援という観点が重視されることとなったと言える。当然、現場における学校関係者による対応においてもこうした観点が重視されなければならないはずである。
- ⑥ これまで述べてきたように、事後対応の様子、被害者・遺族が指摘し続けてきたことや、文部科学省の示した「子供の自殺が起きた時の背景調査」の目的の変化等に見られるように、今望まれる指針には、再発防止を目的とする事実解明のための事件・事故対応の指針と同等の重みで、現場対応（被害者・遺族の支援と権利保障、関係児童生徒に対する支援と教育的措置、関係教職員に対する支援、社会的信頼の確保等の現場で発生する課題への対応 等）の姿勢と具体的方策を明示した、総合的な事後対応の指針として示されることが必要である。

○事後対応の在り方（「全国学校事故・事件を語る会」からの提言）

《1. 事後対応の指針》

①事後対応の指針の関係図を以下に示す。



《2. 現場対応のコーディネーターが必要》

- ① 従来から、事故・事件が発生するたびに、その直後から被害者や遺族に対する対応、在校生やその保護者に対する対応、地域住民や報道関係者に対する対応等がとられてきた。
- ② しかしこれまで、適切な現場対応が行われてこなかったため、様々な問題が発生し、未だに有効な再発防止策の構築ができていないことは、すでに述べたとおりである。
- ③ 有効な再発防止策の構築を目指すなら、事故発生直後から、適切に現場対応を行うことが必須の条件になる。
- ④ 現場対応には、明らかになった事実を基に、事後対応の指針に沿って、被害者や遺族、在校生やその保護者、地域住民や報道関係者に適切に対応するだけでなく、事実解明を円滑に行うため、関係者への説明や、関係者間の利害を調整するはたらきも必要になってくる。
- ⑤ 適切な現場対応を行うためには、その特殊性と困難性に鑑み、再発防止に向けた事実解明を行う組織とは別に、現場対応を専門とする機関又は組織（コーディネーター）が必要である。
- ⑥ 再発防止に向けた事実解明を行う組織がコーディネーターを兼ねるという考え方もあるが、再発防止に向けた取り組みの理念を守りつつ、現場対応で発生する様々な課題の克服を行うことは非常に大変な作業となるので、それぞれ独立した組織とし、連携を取りながら取り組んでいくことが望ましいであろう。
- ⑦ また、事故・事件発生直後から、様々な現場対応の課題が発生することを考えると、現場対応を行う機関又は組織(コーディネーター) は常設されることが望ましい。

《3. 事実調査》

- ① 再発防止、社会的信頼の確保、被害者・遺族の知る権利の保障等、目的によって事実調査の範囲や質は異なってくる。
- ② 再発防止を目的にした事実調査は、直接の原因となったと考えられる事柄だけでなく、ソフトウェア、ハードウェア、環境、行為者やその周囲にいた人の個人的要素など、広い範囲の詳細な調査が必要になる。
- ③ それに対して、責任を明らかにし社会的信頼を確保したり、賠償責任を果たしたりするための事実調査なら、責任を裏付ける事柄やその関連事項だけで足りることになる。
- ④ 被害者や遺族の「わが子に何が起こったのか知りたい」という願いに応える事実調査のレベルを、被害者や遺族たちはよく「ビデオカメラの映像を見るように・・・」と表現する。こうした事実を知ることによって、被害者や遺族は、苦しみながらも事件・事故を受け入れる作業を始め、事件・事故の発生以後止まっていた人生の歩みの一歩を踏み出すことができるのである。従って、再発防止を目的にした事実調査ほどではないにしろ、責任追及や賠償責任を果たすための調査よりはるかに広範

困で詳細な調査が必要になる。

- ⑤ とすれば、再発防止を目的にした徹底した事実調査を行えば、社会的信頼の確保や、被害者・遺族の知る権利を保障することも可能になる。逆の言い方をすれば、責任追及や賠償責任を果たしたり、被害者や遺族の「事実を知りたい」との願いに応えたりすることができないレベルの事実調査では、再発防止策を作ることは到底できないのである。
- ⑥ 事故・事件発生直後の初期の事実調査は、コーディネーターの指導の下、学校関係者によって行われるであろうが、その結果、詳細な調査が必要と判断された場合には、専門のスタッフによって再発防止を目的とした調査が行われる事が望ましい。

《4. 再発防止に向けた取り組み》

- ① 過去、航空機事故、医療事故等さまざまな事故で、再発防止に向け、事故発生の様々な要因を構造的に解き明かす取り組みが行われてきた。(組織事故論、リーズンモデル、SHEL モデルと呼ばれる理論や手法はその代表的なものである。)
- ② 現在の再発防止の考え方は、徹底した事故調査を行い、事故に至った直接的な要因だけでなく、その要因と直接・間接的に関係する様々な要因の関係を構造化し、たとどこかでミスが発生したとしても、それが致命的な結果に至らぬよう、何重にもフェールセーフをかけていく、という考え方が一般的である。
- ③ しかし、実際の学校事故の事実調査や事故要因の分析では、未だに事故の直接的要因や責任の有無に重点を置く傾向が強い。それどころか、場合によっては「子どもたちに対する二次被害を防止するため」とか「学校は犯人捜しをすることではない」といった言葉によって、事実解明に絶対必要な調査対象が調査から外された事例がいくつも見られる。
- ④ このような傾向が見られるのは、学校事故の再発防止に向けた取り組みが、他の分野と比べて著しく遅れているからである。
- ⑤ それ故、再発防止に向けた学校事故の事後対応の指針を作るにあたっては、現在、運輸交通や消費者被害の分野などの他の分野で実施されている事故調査の先進的な取り組みについて学び、その理論や手法を取り入れた学校事故調査の論理や手法を作ることが必要である。
- ⑥ また、その理論や手法を実現するためのシステムや、その理論や手法に沿って適切に事実解明を行うことのできる専門のスタッフが必要になる。

《5. 現場対応の観点》

- ① ここでいう現場対応の観点とは、簡単に言えば「事実を明らかにした時に発生する様々な課題」のことである。
- ② これまで述べたように、過去学校関係者は学校事故・事件が発生すると「事実を明

らかにした時に発生する様々な課題」に対応できないために、事実を解明することなく事態の沈静化にのみ終始してきた。

- ③ それ故、現場対応の指針とそれを実現する環境整備がおこなれない限り、真の再発防止策を構築したり、学校教育への社会的信頼の回復を行うことはできない。

【I. 被害者・遺族の支援と権利保障】

- ① 現場対応の指針の中で優先されねばならないものは、被害者・遺族の支援と権利保障（生活支援、事実を知る権利の保障、精神的ケア、賠償を受ける権利の保障等）である。
- ② どんな事故・事件でも被害者の救済が最優先されねばならないのは明らかなことである。また、これまでの様々な事故・事件では、逆にこうした被害者・遺族の権利が学校関係者によってないがしろにされ、侵害された事例が少なくない。そのため、被害者・遺族たちが学校関係者の事後対応に反発し、それによって事態の収束がいつそう困難な状況に陥っている例も多い。
- ③ 対応として被害者・遺族に対し、その権利を十分に保障する対応ができたなら、被害者・遺族から非難も少なくなり、混乱の収束も容易になるであろう。
- ④ 事故・事件発生直後の対応としてもっとも重要なことは、これまでに述べたような観点に立ったコーディネーターが「責任を持って対処する」という姿勢を被害者・遺族に対してははっきりと示すことである。その姿勢を明確にし、その姿勢に沿って被害者や遺族に誠実に対応することによって、被害者・遺族の信頼をつなぎとめることが可能になる。被害者や遺族の信頼をつなぎとめることができないと、被害者・遺族と加害者、学校、設置者との関係調整が困難になり、事態を収束させることができなくなる。
- ⑤ 大阪教育大の行った二次調査の中に、被害者・遺族側から聞き取りが行われた事例が2つある。いずれも、被害者・遺族と学校間が深刻な対立関係に陥らなかった例である。2例とも事件直後に管理職が「責任は学校にある」と事件に責任を持って対処するという姿勢を被害者・遺族側にはっきりと伝えている。ここで「責任を持って対処する」という姿勢を被害者や遺族に示すことは、「被害者・遺族側の要求をすべて受け入れる」ということではなく、責任を持って誠実に被害者・遺族と対話を続けていくということである。
- ⑥ 事故・事件の調査の際に「質の高い事実調査を行うには、個人責任を問わない」という考え方があり、加害者（直接の行為者）がいる場合、被害者・遺族の処罰感情との調整をどのようにすればよいか、よく問題になる。
- ⑦ しかし、被害者・遺族が学校や加害者（直接の行為者）へ強い処罰感情を持つよう

になるのは、事故が発生したことだけでなく、事後対応で学校や加害者（直接の行為者）が自らの責任を回避する言動に終始することに起因することを改めて認識すべきである。

- ⑧ 事故・事件の調査過程において、学校や加害者（直接の行為者）が正直に起こったことを話し、真摯に事実に向き合う姿勢を取ることができれば、コーディネーターの誠実な関わりを通して、事故・事件の調査の理念を被害者・遺族に理解してもらうことは十分可能だと考えられる。さらには、被害者・遺族はそうした学校等と協同して再発防止に向けて共に歩もうとさえするはずである。
- ⑨ 被害者・遺族の支援は、事件直後（事件直後～数日）の支援、中期（事故・事件への対応が終了するまで）の支援、長期（事故・事件対応が終了した後）の支援の3つの視点から支援していくことが必要である。
- ⑩ 常に被害者・遺族の視点から発想し、外部との交渉を支援すると共に、被害者や遺族と一緒に問題解決への道筋を模索することは、被害者・遺族の精神的なケアとなる。
- ⑪ その為には、コーディネーターの中に被害者・遺族の支援を専門に行うスタッフが必要となるであろう。
- ⑫ 被害者・遺族の権利保障の中で、最も重要なことは事実を知る権利の保障である。事実公表は、本来なら事実調査が終了した時点で行うべきであろうが、被害者・遺族の当事者性を考えると、事実調査が進むにつれて明らかになった事実は、その都度知らされるべきであると考えられる。
- ⑬ 被害者・遺族の権利保障で課題になるのが、賠償の問題である。日本スポーツ振興センターの災害給付制度はあるが、それだけでは十分といえない。また、公立学校の場合、学校関係者は賠償に応じるだけの財源や権限を持っていない。それ故、重篤な後遺症が残る事故等で、学校側に大きな過失がある場合、被害者や遺族が適切な補償を受けようとする、訴訟を起こすしか方法がなくなる。今後円滑な事後対応を行うためには、訴訟を起こさなくても適切な補償を受けられる制度が必要となってくるであろう。

【Ⅱ．児童生徒に対する支援と教育的措置】

- ① これまで学校事故・事件の事実調査で、子どもが動揺するとの理由で、子どもからの聞き取りが実施されない例が見られたが、この考え方は誤りである。
- ② 事故・事件に関係し、あるいは周囲にいた子どもたちは、事故・事件対応の進展に強い関心を抱いている。場合によっては、事故・事件の結果に強い自責の念を抱い

ている場合もある。

- ③ そのため、学校関係者が事実と真摯に向き合い、子どもの立場に立ってその声に耳を傾けていく作業を行うことにより、はじめて子どもたちは自信を取り戻していくのである。そして学校関係者が子どもたちと一緒にあって、事実との向き合い方を模索し続ける過程を通して、やがて子どもたちは事件を克服し前を向いて歩んでいけるようになるのである。
- ④ また、状況によっては事実と向き合うことが困難な子どももいるだろう。そのような場合を想定して、子どもに対する相談援助体制を整備することも必要になってくる。

【Ⅲ. 教職員への支援】

- ① 教職員は子どもたちや保護者に対する情報発信の窓口となる。その為、明らかになった事実が全ての教職員に共有されることが大切である。また、事実に対する教職員としての向き合い方も、共通理解する必要がある。
- ② しかし、一般教職員の多くは、例えば命が失われるような事件に直面し、対応した経験を持たない。それ故、過去重大な学校事故・事件に対応した経験を持つ者の助言が必要となる。
- ③ 教職員は、その助言を参考にして、事故・事件の状況、子どもたちや保護者の状況等を勘案し、適切な問題解決への取り組みを進めていかねばならない。

【Ⅳ. 社会的信頼の確保】

- ① 社会的信頼の確保の手段は、事実解明で明らかになった事実と事故・事件の原因の公表である。
- ② また、学校関係者に過失がある場合は処分を行う必要がある。このことによって、学校教育に対する信頼の確保（回復）が可能になる。
- ③ また、事件が発生した学校の保護者や子どもたちの信頼は、事実の公表や処分だけでなく、学校関係者の事実解明や事故・事件対応に対する全ての取り組みへの姿勢によって購われる事を付け加えておく。
- ④ また、マスコミに対する対応も重要である。事実解明の進展に沿って、その都度適切に情報発信を行うことが必要になる。
- ⑤ 適切に情報発信を行い、事故・事件の調査、対応の様子を明らかにすることは、事故・事件の調査、対応の質を担保することに繋がるからである。

《6. 事後対応の総合的指針の創造》

- ① 学校事故・事件とは、単に発生した事故・事件だけ指すのではなく、発生した事故・事件とその事故・事件の事後対応の全てを合わせたものである、と考えるべきであ

る。

- ② 学校事故・事件に対する事後対応の総合的な指針とは再発防止に向けた事故調査の取り組みへの指針と、事故・事件が発生した際に発生する様々な現場対応への指針の2つの柱を持ち、その2つの柱の連携をどう行うかについての具体的な方策と、それを実現する具体的環境の整備についての指針が盛り込まれたものでなければならぬことは、すでに述べてきた。
- ③ しかし、再発防止に向けた事故調査の取り組みへの指針は、他の分野ですでに実施されているので参考にすることができるが、学校事故・事件が発生した際に事実を明らかにした現場対応への指針については、参考にできるような過去の事例がほとんどないため、最初から具体的で実効性のある指針を作ることは難しい。
- ④ それ故、再発防止に向けた提言は、再発防止に向けた取り組みだけでなく、現場対応の取り組みに向けた提言も行われるべきである。その提言によって、現場対応の取り組みや、再発防止に向けた取り組みと現場対応の取り組みの連携が向上することにより、より円滑に事実解明が行えるようになり、質の高い再発防止策を作ることができるようになるからである。
- ⑤ 再発防止に向けた取り組みには、被害者や遺族の参加が重要である。これまでの様々な事故・事件において、再発防止策の質を担保するため、被害者や遺族の参加やその意見を重視する取り組みが行われてきた例もある。学校事故・事件についても同様の取り組みがなされるべきである。
- ⑥ 公立学校には、教育委員会等の学校を指導する部署がある。しかし、私立学校にはそのような部署がない。そのため、私立学校に対しても公立学校と同様に学校事故・事件の事後対応の指針が適用されるように、条件整備を行う必要がある。
- ⑦ たとえば、死亡や重篤な後遺症が残る学校事故・事件に対する賠償責任を国が負うという制度を作れば、その権限に置いて、公立私立を問わず国が事故・事件の調査に入ることが可能になるであろう。

3. 対象事案として「自殺事案」も含めること

について

- ① 今回の事後対応の有識者会議では、自殺事案をその対象としていない。
- ② その理由として、「自殺事案については、自殺が発生した時の背景調査の指針や、自殺の背景にいじめが疑われる場合には、いじめ防止対策推進法が対応指針を示しているから」としている。(ジェントルハートプロジェクトへの回答から)
- ③ 自殺事案の中には、学校内で起こった出来事が自殺の要因になっていると疑われる事案がある。そのような自殺事案は、学校事故・事件の範疇に入ると考えることが妥当である。日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度でも、自殺事案(その原因が学校管理下の事件によるもの)に対して、(現段階では中学生以下という制限はあるものの)自殺事案以外の学校事故と同様に災害給付が行われ、「災害」という名称でひとくくりに扱われている。
- ④ 自殺が発生した時の背景調査の指針や、いじめ防止対策推進法が示す対応指針には、前述した現場対応の観点の内、被害者・遺族、子どもや保護者の事実を知る権利に対して若干の記述があるのみで、これまで述べてきた「事後対応の在り方(「全国学校事故・事件を語る会」からの提言)」に照らし合わせると、事後対応の指針としては不完全なものである。
- ⑤ それ故、「自殺事案については、自殺が発生した時の背景調査の指針や、自殺の背景にいじめが疑われる場合には、いじめ防止対策推進法が対応指針を示しているから、今回の事後対応の有識者会議では、自殺事案をその対象としていない」という考えは、妥当ではない。
- ⑥ 現時点では、自殺事案はその他の学校事故・事件と比べ、民事訴訟において加害者の賠償責任が認められるケースは少ない。しかし、それは「事後対応の在り方(「全国学校事故・事件を語る会」からの提言)」で述べてきた被害者・遺族の権利保障の内、賠償を受ける権利の判断に関係するのみである。それ故、民事訴訟において加害者の賠償責任が認められるケースは少ないことを理由に、自殺事案に対する対応指針と、その他学校事故・事件に対する対応指針が大きく異なることはあり得ない。
- ⑦ それ故、「事後対応の在り方(「全国学校事故・事件を語る会」からの提言)」で述べたような内容を満たす「事後対応の指針」が作られたなら、それは、自殺事案を含む

すべての学校事故・事件に対応できるはずである。

- ⑧ 上記の理由から、今回の事後対応に係わる有識者会議で、事後対応の在り方として「事後対応の在り方（「全国学校事故・事件を語る会」からの提言）」で示されたレベルの検討がなされるなら、対象事案から自殺事案を外す合理的理由はない。
- ⑨ それ故、今回の事後対応の有識者会議では、自殺事案もその対象に含めるべきである。

- ⑩ 逆の言い方をすれば、仮に今回有識者会議で検討する対象事案が、自殺事案以外の学校事故・事件に限定されたとしても、作られた事後対応の指針は、自殺事案を含む全ての学校事故・事件に対応することのできるレベル（少なくとも「事後対応の在り方（「全国学校事故・事件を語る会」からの提言）」で示されたレベル）のものでなければならない。

4. 大阪教育大学の調査からは見えてこない事後対応の真の実態を明らかにするため、被害者・遺族側から見た事後対応の状況を再調査すること。

について

- ① 今回の大阪教育大学に委託した実態調査で、学校・教育委員会は事故・事件発生直後の被害者家族・遺族対応について、回答者の約 83%が「うまくいった」、被害者家族・遺族への説明について、回答者の 66%が「理解が得られている」と回答している。
- ② この結果は、これまでに「全国学校事故・事件を語る会」に持ち込まれた数多くの死亡又は重篤な障害が発生した学校事故・事件の相談から得られた被害者・遺族側の事後対応の評価と大きく異なっている。
- ③ そのため、「全国学校事故・事件を語る会」では、「全国学校事故・事件を語る会」に参加している被害者や遺族に対して、大阪教育大学に委託した実態調査の当事者/被害者家族対象のヒアリング調査(二次調査) で用いられた質問用紙と同等の内容のアンケート調査を実施した。
- ④ その結果、死亡事故 12 件、後遺症が残る事故 7 件、自殺事件 17 件、その他の事件・事故 5 件、計 41 件から回答が得られた。(その全てを資料として添付する。)
- ⑤ アンケートを集約した結果、学校の初期段階(発生後 1 週間以内)における事件・事後対応で学校側が適切に対応してくれたと考えている被害者や遺族は一人もいなかった。また、被害者や遺族たちは共通して、事件・事故に対する学校の事後対応について強い不信感を持っていることが明らかになった。(このことについてはジェントルハートプロジェクトも同様の指摘を行っている)
- ⑥ 今回の大阪教育大学に委託した実態調査では、2 件の学校事故について被害者家族や遺族から聞き取りが行われた。しかし、そのいずれも、学校側に大きな過失がないと思われる事案で、かつ学校側と被害者・遺族間の関係が、深刻な対立関係に陥っていない事例である。
- ⑦ しかし、「全国学校事故・事件を語る会」に相談が持ち込まれた数多くの死亡又は重篤な障害が発生した学校事故・事件の中で、このようなケースはごくまれである。多くの事案は、学校側にも過失があったと考えられ、かつ学校側の事後対応によって学校側と被害者・遺族間の関係が、深刻な対立関係に陥ってしまっている。
- ⑧ 今回の大阪教育大学に委託した実態調査(一次調査)では、対象とした 832 件のうち、公立学校でその 3 割、私立学校で約半数が調査に協力していない。(国立学校の場合 9 割以上が協力) その理由として、単に「面倒くさい」だけだったかもしれないが、事後

対応の様子を明らかにすることがはばかれる事案であった可能性も考えられる。

- ⑨ これまで述べたように、今回の調査が学校側（責任を問われる側）からの情報がほとんどであること（被害者・遺族側からの情報は特異な 2 例だけである）を考えると、（今回の調査結果）＝（学校事故・事件対応の実態）とし、今回の調査結果を基に事後対応の指針を考えようとするのは、その方法に置いて誤っていると考えられる。
- ⑩ また、「適切な事後対応」の在り方について考える時、「適切な事後対応」とは、「誰にとって適切なのか」という視点を意識する必要がある。学校側にとって「適切な事後対応」が、被害者・遺族にとって「適切な事後対応」であるとは限らない。（大阪教育大学に委託した実態調査の結果と、今回「全国学校事故・事件を語る会」が行ったアンケートの結果に大きな違いがあることも、その一例だと考えられる）
- ⑪ 「適切な事後対応」とは、学校側にとっても、被害者・遺族にとっても、子どもを含む国民にとっても、「妥当だ」と評価される「事後対応」でなければならないはずである。
- ⑫ そもそも、学校関係者の事後対応の在り方に問題を投げかけてきたのは、被害者や遺族たちである。その訴えを契機に、事後対応の在り方を考えようとするなら、被害者や遺族から見た事後対応の様子と学校関係者側から見た事後対応の様子を比較検討し、どこに相違点があり、その違いを作っている要因が何であるかを明らかにし、それを改善する方法を見つける以外に方法はない。
- ⑬ 被害者や遺族から、学校関係者の行ってきた事後対応の様子を聞くことは、有識者会議のメンバーにとっては、大変重い課題を突き付けられることになるだろう。しかし、それなくしては、本当の問題点が明らかにならず、問題を改善する有効な指針を出すことは不可である。
- ⑭ 今回の有識者会議に求められる取り組みは、まさに徹底した事実解明による再発防止策の構築であり、これは、学校事故・事件が発生した際の学校関係者に求められる取り組みと同じなのである。強い決意を持って取り組まれる事を切に希望する。

最 後 に

- ① 「学校事故・事件において事実解明が十分でない」ことを指摘し続けてきたのは学校関係者ではなく、学校事故・事件の被害者・遺族らである。
- ② かつては、被害者・遺族は、学校関係者の徹底した事実の隠蔽や沈静化の動きによって孤立し、声を上げることができなかった。
- ③ しかし、被害者・遺族が互いに連絡を取り合い、励まし合いながら、事後対応の在り方について声を上げ始めた。
- ④ 訴訟においても、事故・事件の責任だけでなく、事後対応の在り方が争点として取り上げられ、学校関係者による事態の沈静化に向けた動きが、被害者や遺族に対する加害行為として慰謝料が認められるようになってきた。同時に、学校事故・事件に係わる第三者委員会の報告書でも、事後対応の問題が指摘されるケースが増えてきている。
- ⑤ その結果、国民の学校教育に対する信頼や子どもの大人に対する信頼が大きく損なわれ始め、社会問題となっている。
- ⑥ 近年、全国各地で学校事故・事件の被害者・遺族のピアサポートグループが結成され、活発に動き始めている。
- ⑦ 今後も、学校関係者が学校事故・事件に対してこれまで通りの対応を続けるなら、学校事故・事件の訴訟がこれまで以上に増え、被害者・遺族が学校事故や事後対応の問題について、益々声を上げるようになることは明らかである。そして、その影響として、国民の学校教育に対する信頼や子どもの大人に対する信頼がどんどん損なわれていくであろう。
- ⑧ これまで述べたように、その原因は、学校事故・事件の事後対応に係わる具体的指針や施策がなかったことに起因している。
- ⑨ これまで、学校事故・事件に係わる様々な問題が指摘されてきたが、国は事後対応を設置者責任とし、事態改善に向けた具体的取り組みを行ってこなかった。
- ⑩ 国民の学校教育に対する信頼や子どもの大人に対する信頼を確保していくためには、早急に国民や子どもの信頼を得られるような事後対応の指針や施策を作り、実施していく他ない。
- ⑪ これは、国の責務であることを、最後に申し述べておく。